

○多摩市災害時協力井戸に関する要綱

平成16年3月30日多摩市告示第76号

多摩市災害時協力井戸に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の民間井戸所有者等の協力を得て、当該井戸を災害時協力井戸として市に登録することにより、災害時に近隣の住民が必要とする飲料水、生活用水等の水源を確保することを目的とする。

(災害時協力井戸の登録)

第2条 市長は、市内に現存する民間所有井戸のうち、次条に規定する条件に適合する井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、災害時協力井戸登録依頼書（第1号様式）により登録の依頼を行うものとする。

2 市長は、所有者から災害時協力井戸登録同意書（第2号様式）が提出された場合には、当該井戸を災害時協力井戸として登録することができる。

3 前項の登録を行う場合には、市長は災害時協力井戸登録通知書（第3号様式）により所有者に通知しなければならない。

(登録条件)

第3条 災害時協力井戸として登録することができる井戸は、現に飲料水として使用しており、今後も使用可能であるものでなければならない。

(災害時の井戸の使用)

第4条 市長は、大震災等により、井戸水による応急給水の必要が生じた時は、災害時協力井戸として登録した井戸を所有者の了承を得て、応急水源として近隣の住民に使用させることができる。

(水質検査の実施)

第5条 市長は、登録した災害時協力井戸に対し、毎年1回水質検査を行うものとする。

(登録の期間)

第6条 登録の期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、当該登録期間の満了までに市長、所有者のいずれからも異議の申出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録の抹消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を抹消し、災害時協力井戸登録抹消通知書（第4号様式）により所有者に通知しなければならない。

(1) 所有者が登録の取消しを申し出たとき。

(2) 災害時協力井戸が第3条に定める登録条件に適合しなくなったとき。

(補則)

第8条 この要綱に掲げるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(多摩市災害対策用井戸の指定等に関する要綱の廃止)

2 多摩市災害対策用井戸の指定等に関する要綱（平成9年多摩市告示第465号）は、廃止する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第2条関係）

第3号様式（第2条関係）

第4号様式（第7条関係）